

# 平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 労働基準局労災補償部補償課

施策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること  (Ⅲ-3-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 III 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること
施策の概要	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【現状分析（施策の必要性）】</b>          労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、今なお年60万人以上に達する。特に、精神疾患や石綿関連疾患など複雑困難な事案は増加傾向にある。          こうした中、被災労働者やその遺族の保護を図るため、支給決定のための調査に相当の日数を要する障害（補償）年金や遺族（補償）年金をはじめ、迅速かつ適正な保険給付を行う必要がある。</p> <p><b>【有効性の観点】</b>          当該施策目標によって、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金の請求を行った被災労働者とその遺族に対し、迅速かつ公正な保護を図ることができた。</p> <p><b>【効率性の観点】</b>          各事案ごとの支給事由に合わせた的確な調査計画を策定し、迅速かつ適正な給付決定を行うための調査を効率的に実施した。</p> <p><b>【総合的な評価】</b>          労災保険給付の迅速かつ適正な実施のため、組織的な進行管理等に努めてきたところ、事実調査に多大な事務量を要する脳・心臓疾患、精神障害等事案や事実関係の把握が困難な石綿関連疾患事案の請求から支給決定までの所要期間は着実に減少しているが、障害（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数が132.7日、遺族（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数が162.2日と、共に前年度を上回った。          今後も、事案の性質に沿った的を絞った調査を行うとともに、管理者による進行管理の徹底に努め、所要日数の減少を図る必要がある。</p> <p><b>【評価結果の分類】</b></p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）          (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討  <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施          (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）          (理由)          被災労働者及びその遺族に対する迅速かつ公正な保護を図ることは労働者災害補償保険制度の目的であり、支給決定に多くの日程を要する障害（補償）年金及び遺族（補償）年金の所要日数を減少させることを目標に掲げつつ、21年度以降も引き続き迅速かつ適正な労災保険給付に努める。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	147.5	131.0	117.9	120.9	132.7 【110%】 (前年度比 11.8日増)
2 遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	211.6	162.0	154.5	154.9	162.2 【105%】 (前年度比 7.3日増)
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標1及び2は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 ・指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 脳・心臓疾患事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	255	243	243	216	210
2 精神障害等事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	341	326	319	289	278
3 石綿関連疾病事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)					
労災保険法に基づく請求事案	—	—	130	177	157
石綿救済法に基づく請求事案	—	—	130	177	147
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標1～3は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)